

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
110	尼崎市 予防接種事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

尼崎市長は、予防接種事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

尼崎市長

公表日

令和3年3月12日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種事務
②事務の内容	<p>予防接種事務を遂行するに当たり、保健衛生システムを利用し予防接種法(施行令含)及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下番号法)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①定期予防接種及び臨時予防接種の実施に係る対象者の把握等事務処理 ②定期予防接種を実施した際の接種歴の管理及び閲覧(高齢者インフルエンザを除く。) ③健康被害の救済措置による給付に関する事務(利用予定) ④定期予防接種及び臨時予防接種の実費徴収に関する事務(利用予定) ⑤新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に係る対象者の把握等事務処理</p>
③対象人数	<p>[10万人以上30万人未満]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満</p>
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	保健衛生システム
②システムの機能	<p>① 接種情報入力機能 選択した対象者の予防接種の種類、接種年月日、接種医療機関名等の情報を入力する。</p> <p>② 接種情報照会機能 選択した対象者の予防接種の種類、接種年月日、接種医療機関名等の情報を表示する。また、氏名、住所、生年月日、年齢等の情報を併せて表示する。</p> <p>③ 実施依頼書の発行に関する機能 選択した対象者に係る他市町村長あての実施依頼書を発行する。また、発行履歴を管理する。</p> <p>④ 接種勧奨に関する機能 接種勧奨に係る指定した予防接種の対象者や未接種者を抽出し、一覧表、宛名シールを出力する。</p> <p>⑤ 接種情報の統計に関する機能 予防接種台帳から統計資料を作成する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>
システム2～5	
システム6～10	
システム11～15	
システム16～20	
3. 特定個人情報ファイル名	
予防接種ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	番号法第9条(利用範囲)第1項 別表第1 項番10及び93の2
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>・情報提供の根拠 番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第7項 別表第2 項番16の2、16の3及び115の2</p> <p>・情報照会の根拠 番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第7項 別表第2 項番16の2、17、18、19及び115の2</p>
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	感染症対策担当
②所属長の役職名	課長
7. 他の評価実施機関	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
予防接種ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	予防接種法又は新型インフルエンザ等対策特別措置法により実施された予防接種の記録のある市民(転出、死亡などの事由により住民票が削除された者を含む。)
その必要性	予防接種法又は新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務を適正に実施するため。
④記録される項目	[10項目以上50項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	<個人番号、その他識別情報> 情報連携において対象者を正確に特定し、特定個人情報を適切に提供するため。 <4情報、その他住民票関係情報> 予防接種事務の対象者を正確に把握するため。 <健康・医療関係情報> 予防接種台帳における予防接種情報を適正に記録・保管するため。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日
⑥事務担当部署	感染症対策担当

3. 特定個人情報の入手・使用									
①入手元 ※	<input type="radio"/> 本人又は本人の代理人 <input type="radio"/> 評価実施機関内の他部署 (住民登録担当部署) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="radio"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input type="radio"/> 民間事業者 (一般社団法人尼崎市医師会等) <input type="checkbox"/> その他 ()								
②入手方法	<input type="radio"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 <input type="radio"/> 庁内連携システム <input type="radio"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ()								
③使用目的 ※	接種対象者の年齢等接種要件、接種履歴の管理により、正確な予防接種事務を遂行するため。								
④使用の主体	使用部署	保健部 感染症対策担当、北部保健福祉センター 北部地域保健課、南部保健福祉センター 南部地域保健課							
	使用者数	[50人以上100人未満] <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: top;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">1) 10人未満</td> <td style="width: 50%;">2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
<選択肢>									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
⑤使用方法	<ul style="list-style-type: none"> ・予防接種台帳として、予防接種履歴の入力や検索、閲覧を行う。 ・接種勧奨等にあたり、指定した予防接種の対象者や未接種者の抽出を行う。 ・他市町村への予防接種実施依頼書の発行管理を行う。 								
情報の突合	予診票に記載されている予防接種を受けた者の情報や各種申請書に記載されている申請者等の情報と、保健衛生システムで保有する基本4情報ほか住民票関係情報との突合を行う。								
⑥使用開始日	平成28年1月1日								

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件	
委託事項1	システム保守・運用業務	
①委託内容	・保健衛生システムの保守・運用 ・情報連携対象の拡大等、法制度改正に伴うシステム改修	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	富士通Japan株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	・ 事前に再委託に関する許諾申請を行わせ、個人情報の取扱いやセキュリティ対策等のデータ保護が十分に講じられていることを確認したうえで許諾している。 ・ なお、再委託の相手方は、委託先と資本関係のあるグループ事業者であり、当該システムの開発に参画していた事業者であることから、保守・運用業務において、リスクが拡大する恐れはない。
	⑥再委託事項	保健衛生システム保守・運用業務における作業担当として、技術支援作業を行う。
委託事項2～5		
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[<input type="radio"/>] 提供を行っている (2) 件 [<input type="checkbox"/>] 移転を行っている () 件 [<input type="checkbox"/>] 行っていない
提供先1	都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第7項 別表第2 項番16の2及び16の3
②提供先における用途	予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	予防接種法による予防接種に関する記録
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <small><選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	尼崎市長が予防接種法に基づき実施する予防接種を受けた者
⑥提供方法	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	特定個人情報の提供の求めがある都度
提供先2～5	
提供先2	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第7項 別表第2 項番115の2
②提供先における用途	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種に関する記録
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <small><選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	尼崎市長が新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき実施する予防接種を受けた者
⑥提供方法	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	特定個人情報の提供の求めがある都度
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

<識別情報>

①個人番号

②健管番号

<連絡先等情報>

③氏名

④性別

⑤生年月日

⑥住所

⑦世帯主

⑧続柄

⑨保健センター区分

⑩行政区

⑪住民区分

⑫住民異動日

⑬住民となった日

⑭住民と定めた日

⑮住民でなくなった日

⑯削除区分

⑰外国人英字氏名

⑱外国人漢字氏名

⑲通称名使用区分

⑳通称名

<業務関係情報>

㉑予防接種種別

㉒接種日

㉓接種機関

㉔ワクチンメーカー

㉕Lot.No

㉖接種量

㉗診察区分

㉘行政措置区分

㉙備考

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
予防接種ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><対象者以外の情報の入手を防止するための措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報入手の際には、本人確認書類の確認や住民票情報との突合により本人確認を厳格に行う。 ・ 予防接種歴等の入力内容については、複数の職員による確認を行う。 <p><必要な情報以外を入手することを防止するための措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保健衛生システムには、予防接種に関する情報しか入力できない。 ・ 予防接種歴等の入力内容については、複数の職員による確認を行う。 ・ 本人が必要な情報以外を誤って記載することがないような書面様式とする。また、記載要領を充実し、必要最小限の情報の記載となるようにする。 ・ 不必要な書類は受け取らないようにする。もし不必要な書類を提出された場合は返還する。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
-	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><保健衛生システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保健衛生システムには予防接種事務に関するデータのみ保管しており、他の情報と紐付けをしていない。 ・ 予防接種事務の通常業務に係る機能では、個人番号にはアクセス・表示できない。 <p><統合宛名システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 統合宛名システムは、番号法別表第1及び関係主務省令に定められた部署以外からの特定個人情報へのアクセスが行えないような仕組みを構築する。また、統合宛名システムへは個人番号、氏名や生年月日等の基本的な情報のみ保持する仕組みとし、当該事務にて必要のない情報との紐付けはシステムの不可能である。 ・ 統合宛名システムへは、権限のない者の接続を認めない。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<p>[行っている]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 行っている 2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<p><保健衛生システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保健衛生システムを利用する必要がある職員を特定し、個別に付与されたID・パスワードによる認証を行っている。 <p><統合宛名システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ システムを利用する必要がある職員を特定し、二要素認証を実施する。また、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで不正利用が行えない対策を実施している。 ・ なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止する。
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 端末機は、スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり特定個人情報を表示させない。 ・ スクリーンセーバの解除は再度ID/パスワードの入力、顔認証を行い、ログインすることが必要となる。 ・ 特定個人情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要な範囲にとどめる。 	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<p>尼崎市情報セキュリティ対策基準等に基づき、特定個人情報を含む全てのデータに対して以下のことを契約書上に明記している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 直接又は間接に知り得た秘密を一切第三者に漏らし、又は他の目的に利用しないこと。この契約に基づく委託期間が満了し、又はこの契約が解除された後においても同様とする。 ・ データ、プログラム等及び業務材料(以下「データ等」という。)の取扱いについては、細心の注意を払い適正な維持管理を行うこと。 ・ データ等の漏えい、滅失、き損、改ざん等の防止を行うこと。 ・ データ等を委託業務を実施する目的以外に使用し、又は第三者に提供しないこと。 ・ データ等を全部又は一部を委託者の許可なく複写し、又は複製しないこと。 ・ 事故が発生し、又は発生のおそれがあるときは、直ちに委託者に通知するとともに必要な措置を講じ、遅滞なくその状況について書面をもって委託者に報告すること。 ・ 委託業務従事者に対し、委託業務の実施に必要な知識及び技術を習得させるとともに、随時、セキュリティに関する研修、教育その他従事者の資質向上を図る研修を実施すること。 	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 許可のない再委託は禁止している。許可した場合でも通常の委託と同様の措置を義務付けている。 ・ 再委託を行う場合は、再委託契約に次の事項を盛り込むこととする。 <ul style="list-style-type: none"> - 秘密保持義務 - 事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止 - 特定個人情報の目的外利用の禁止 - 漏えい事案等が発生した場合の再委託先の責任の明確化 - 再委託契約終了後の特定個人情報の返却または廃棄 - 従業者に対する監督・教育 - 契約内容の遵守状況について報告を求める規定 等 ・ また、再委託先が本市と同等の安全管理措置を講じていることを確認する。 	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[O] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	評価書番号2「統合宛名システム 全項目評価書」参照		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク2: 不正な提供が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	評価書番号2「統合宛名システム 全項目評価書」参照		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

情報提供ネットワークシステムへの接続については、統合宛名システムを経由して行うこととしている。その接続に係るリスク対策は、評価書番号2「統合宛名システム 全項目評価書」に詳述しているため、参照されたい。

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし
その内容	-		
再発防止策の内容	-		
その他の措置の内容	-		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

- ・ 保管期間の過ぎた特定個人情報の消去処理は、年間業務スケジュールの中に入れており、スケジュールに沿って定期的に消去処理を行っている。また、消去処理は、オンライン処理時間外の夜間等に実施し、消去処理終了後、対象データが削除されたかの確認を行うため、消去漏れはない。
- ・ 予防接種ファイルは定期的にデータのバックアップを行うとともに、不慮の事故等によるき損、滅失を防ぐために分散して保管をしている。

8. 監査	
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[] 十分に行っている <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員に対しては、個人情報保護及び特定個人情報の取扱いに関する研修を行っている。 ① 新規採用職員や人事異動等により新たに配属された職員等に対しては必ずセキュリティポリシー研修を実施 ② 所属長に対しては、情報セキュリティ事件・事件事例等について紹介しながら、所属長の管理者としての責務についての研修を実施 ③ H28.1月に尼崎市特定個人情報の安全管理に関する基本方針を、2月に尼崎市特定個人情報取扱規程を制定し、全課長級職員を対象に研修を実施 ・ 違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。 ・ 委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する研修の実施を義務付け、秘密保持契約を締結している。
10. その他のリスク対策	
<p>尼崎市における特定個人情報保護評価の実施にあたっての指針として『尼崎市特定個人情報保護評価職員向けガイドライン』が策定されている。</p> <p>同ガイドラインは、尼崎市職員が番号法の目的及び特定個人情報の保護措置の重要性を十分に理解し、適切な情報管理リスク対策を講じることを求めており、本評価書も同ガイドラインの趣旨を踏まえ作成した。</p>	

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	郵便番号660-8501 尼崎市東七松町1丁目23番1号 尼崎市 総務局 市民サービス部 マイナンバーカード普及担当
②請求方法	尼崎市個人情報保護条例(平成16年尼崎市条例第48号)の次の規定による。 開示請求:第13条 訂正請求:第26条 利用停止請求:第34条
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	郵便番号660-0052 兵庫県尼崎市七松町1丁目3番1-502号 尼崎市 健康福祉局 保健部 感染症対策担当
②対応方法	問い合わせの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和3年3月12日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	—
②実施日・期間	—
③主な意見の内容	—
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	—
②方法	—
③結果	—

